

# 研究の倫理指針から学ぶ 不登校児童支援の倫理

自分は倫理的な人間だと思うだけでは、倫理的な人間になれない

自分は正義を重んずる人間だと思うだけでは、正義を重んずる人間にはなれない

国は、人に関する過去の研究のあり方を反省して、さまざまな倫理指針を策定している

その基本的な考え方につれて、時々自分の倫理感を修正するといいと思う

# 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫理指針

令和3年3月23日

(令和4年3月10日一部改正)

(令和5年3月27日一部改正)

参考にするのは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」です。

平成年間に作成された「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」を統合して作られました。

医科学研究の倫理は、第二次世界大戦中に行われた人体実験を反省して作られた、ニュールンベルク綱領やヘルシンキ宣言を基にしています。

文 部 科 学 省  
厚 生 労 働 省  
経 済 産 業 省

# 戦争中に行われた医者による人体実験の反省

- ニュールンベルク綱領(ニュールンベルク裁判), 1947

1. 医学的研究においては、その被験者の**自発的同意**が本質的に絶対に必要である。
4. 実験は、すべて不必要的**肉体的・精神的苦痛や障害を起こさない**ように行われなくてはならない。

- ヘルシンキ宣言(「ヒトを対象とする医学研究の倫理諸原則」世界医師会), 1964

5. ヒトを対象とする医学研究においては、**被験者の福利**に対する配慮が科学的および社会的利益よりも優先されなければならない。
8. 医学研究は、**すべての人間に対する尊敬を深め、その健康と権利を擁護するための倫理基準**に従わなければならない。
28. 医師が医学研究を治療と結びつけることは、その研究が予防、診断または **治療上価値がありうる**として正当であるとされる範囲に限られる。

- 人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

第1章総則 第1 この指針は、人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、**人間の尊厳及び人権**が守られ、研究の**適正な推進**が図られるようにすることを目的とする。

# ビーチャムとチルドレスの生命倫理の4原則

Tom L. Beauchamp & James F. Childress: Principles of Biomedical Ethics, 1979

- 自律性の尊重(respect for autonomy)
  - 正確で十分な情報の提示を受けた被験者の、自由意思に基づいた決定であること
- 無危害(non-maleficence)
  - 被験者に対する危害がないか、最小限とすること
- 善行(beneficence)
  - 被験者の最善の利益を追求すること
- 公正(justice)
  - 目的が社会的に善であり、実施に科学的合理性があり、危険性と有用性が公平に分配されること

# 人間の尊厳を尊重するとは？ 人権を守るとは？

## ● 日本国憲法（権利と義務）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

第十四条 すべて国民は、法の下に平等

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない

第十九条 思想及び良心の自由

第二十条 信教の自由

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由

第二十三条 学問の自由

第二十四条 婚姻

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

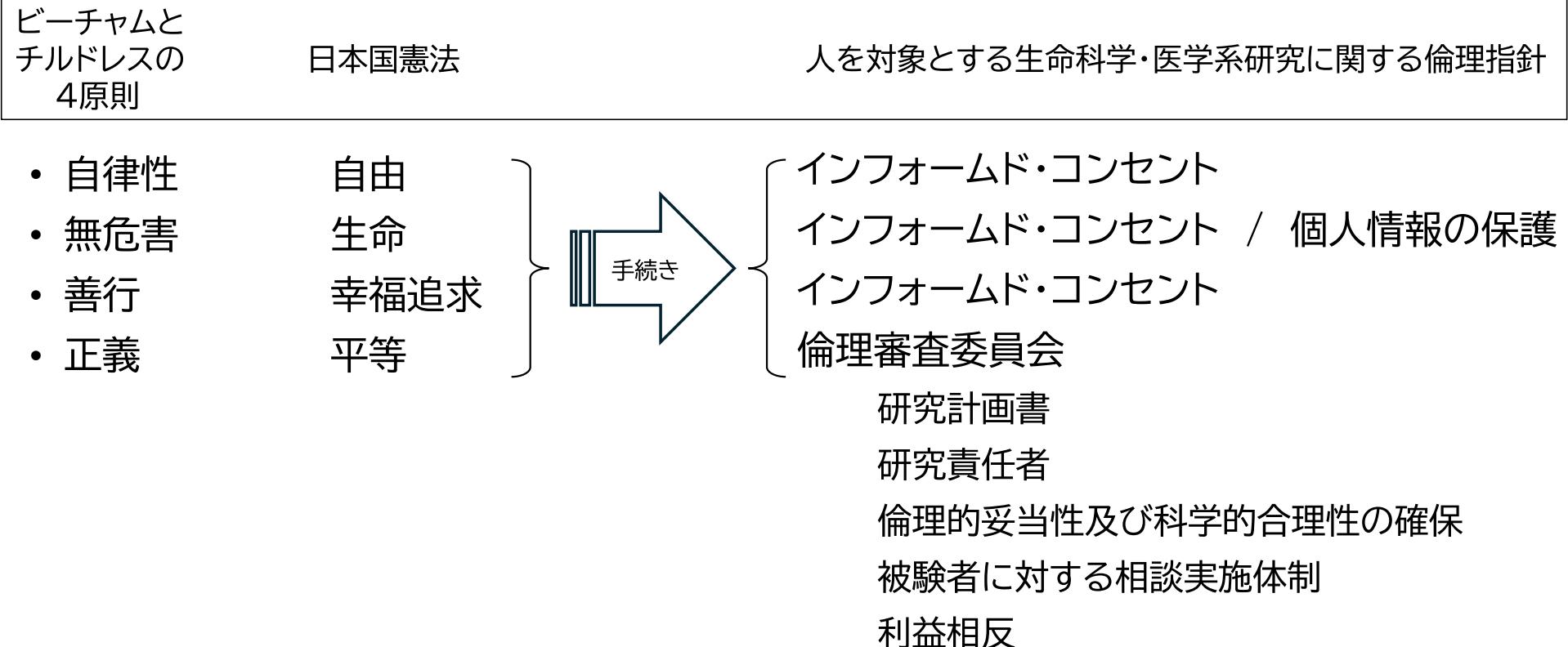
第二十六条 すべて国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利

② すべて国民は、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ

第三十条 国民は、納税の義務を負ふ

# 生命倫理と基本的人権の共通の概念と手続き



# 子どもを対象とした事業における倫理的妥当性の確保

倫理指針	子どもを対象とした事業における対策
<ul style="list-style-type: none"><li>・ インフォームド・コンセント / 研究計画書</li><li>・ 倫理的妥当性 / 個人情報の保護</li><li>・ 研究責任者</li><li>・ 倫理委員会による点検<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 理念との整合性</li><li>➢ 倫理的妥当性</li><li>➢ 科学的合理性</li></ul></li></ul>	 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援活動の理念の公表</li><li>・ 子どもの尊厳の尊重と公平性の確保</li><li>・ 責任者の資質向上</li><li>・ 運営委員会(仮称)による点検<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 理念との整合性</li><li>➢ 倫理的妥当性(公平、正義、理性的)</li><li>➢ 科学的合理性の(養護、学習、指導方針)</li></ul></li></ul>

# 運営委員会での議論のあり方

1. 支援活動の理念を確認して、個別の指導計画を立てることを必須の目的とする
2. 指導計画では、子どもたちの福利を第一の目的と考えること
3. 子どもたちの個性の多様性と職員スタッフとの相性の存在をふまえて、指導計画は職員とスタッフの対等の議論によって策定されなければならない。
4. 指導計画の策定にあたっては、子どものニーズと身体的状況及び発達段階をふまえて、子どもたちと直接接しているスタッフの意見を尊重することが望ましい。親の態度や状況を子どもの評価に関連させることは極力避けなければならない
5. 子どもの教育に関わる大人の価値観の多様性をふまえて、指導計画の策定の議論においては、冷静で建設的に行われることを要する
6. どのような指導計画案においても、子どもの福利に関して利点と懸念を含むので、議論にあたっては、利点の増加を期し懸念を排除するよう協力することを要する
7. 誰かの意見の真意を理解するために他者が言い換えようとするとき、「という意味ですか？」と疑問形で行うことが望ましい。「という意味ですね」との断定的な質問は、曲解を誘導し、話し手の真意を誤解させる危険性が大きいので避けることを要する